



広報

川越

—No. 477—

4月25日

■発行所 川越市役所 ■電話 川越(0492)24-8811(代)

■発行人 川越市長 加藤 龍二

■編集 企画財政部企画課



国際児童年1979

今年(昭和32年)は国際児童年。国連で児童権利宣言が採択されてから、ちょうど20年目にあたります。これを記念して「子供は民族の宝、世界の宝」という認識のもとに、子供たちの幸せをみんなで考えようという年であるわけです。この機会にわたしたちは子供たちの世界を直視し、そのありのままの姿を理解するとともに新しい親子関係のありかたを見いだしたいものです。

車いす利用の方に タクシー料金を助成

「福祉タクシー」発車!



市では、昭和五十四年度から、車いすを利用している方で身体障害者手帳一・二級の交付を受けている方がタクシーを利用する際、その料金の一部を助成する「福祉タクシー」の制度を設けました。

上福岡や富士見などでも利用可
この制度は、隣接の上福岡市・富士見市・大井町・三芳町と協力して実施するもので、利用できるのは、川越市のほか、これらの市町に営業所を持つ十二社のタクシーです。

制度の内容は次のとおりです。
助成金額は一回三百円
助成金額は一回三百円
一回につき三百円で、一か月に四回まで助成を受けることができます。

利用方法
乗車するとき「利用券」を運転手

コミュニティセンター

申込みは福原公民館へ

朝9時から夜9時30分まで開館



▲「チョットおしゃべり」明るい雰囲気の話室。公民館の図書コーナーも…。

福原コミュニティセンターが、今月十六日オープンしました。同センターは、福原公民館の新築に合わせて建設されていたもので、公民館、センター、出張所が一つの建物内にある、複合施設となっています。

これに要した費用は、一億六千五百二十五万円。規模は鉄筋コンクリート二階建、面積千三百三十六平方メートル。

このコミュニティセンターは、地域の日常生活に密着したコミュニティ・ボランティア活動を進めてもらうという施設で、だれでも自由に利用することができます。このセンターの施設は談話室、



器材室、ボランティアビュロー、集会室からなり、使用料は無料。利用できる時間は、午前九時から午後九時三十分まで。年末年始は休館。

申込みは、コミュニティセンター利用申請書に、住所・氏名・利用日などを記入して、福原公民館事務室へ。この手続は、希望利用日の前月からできます。なお、このセンターの施設は談話室、器材室、ボランティアビュロー、集会室からなり、使用料は無料。利用できる時間は、午前九時から午後九時三十分まで。年末年始は休館。

申込みは、コミュニティセンター利用申請書に、住所・氏名・利用日などを記入して、福原公民館事務室へ。この手続は、希望利用日の前月からできます。なお、このセンターの施設は談話室、器材室、ボランティアビュロー、集会室からなり、使用料は無料。利用できる時間は、午前九時から午後九時三十分まで。年末年始は休館。

保育園児の追加募集 申請は五月一日までに

追加募集する保育園

立別	保育園名	所在地	募集園児	募集人員
公	小ヶ谷保育園	小ヶ谷161-1	3歳児	2人
"	霞ヶ関保育園	笠幡4449	3歳児	1人
"	大東保育園	豊田本2055-1	3歳児	3人
"	古谷保育園	古谷上4021	2歳児	1人
"	古谷保育園	古谷上4021	4歳児	4人
法	まきば保育園	大袋732	3歳児	1人
"	まきば保育園	大袋732	5歳児	5人
"	貴精保育園	今福1641	4・5歳児	3人
"	貴精保育園	今福1641	3歳児	4人
"	貴精保育園	今福1641	2歳児	7人
"	貴精保育園	今福1641	0歳児	2人

※公=公立 法=社会福祉法人立 年齢は昭和54年4月1日現在。貴精保育園の0歳児は5月1日現在生後3か月以上



五月一日から受付
五月一日から老人・障害課で利用券を渡します。ご希望の方は、印鑑と身体障害者手帳を持参の上、市役所までお越しください。なお、代理の方でもけっこうです。

利用できるタクシー
△朝日自動車 △川越乗用自動車
△川越交通 △みずほ交通 △三共交通 △西武ハイヤー △ダイヤモンド交通 △東上ハイヤー
△練馬タクシー △初雁交通 △富士見ハイヤー △富士タクシー

次の保育園に若干余裕があり、ご希望の方は、五月一日までに、婦人児童課保育係へ申請書を提出するので、園児を追加募集します。

中小企業の夏季資金 ただいま申込受付中

300万円
1,000万円

県では、夏季の需要期における中小企業金融の円滑化を図るために、次の要領で「夏季資金」の貸し付けを行っています。お気軽にご利用ください。申込先は川越商工会議所。

貸付限度額
▽業種別組合およびその組合員：千万円（知事が必要と認められた場合は三千万円）
▽小規模事業者：三百万円
▽信用組合員：三百万円
昭和54年4月1日～10月31日
（貸付利率）
▽信用組合員以外：年五・七五％以内、ただし保証付の場合は年五・五％以内

申込方法は、市役所社会教育課にもあります。

一方、和室・会議室・講座室・実習室の施設からなる福原公民館は、新築に伴い、使用料が改正されました。

※福原コミュニティセンター・公民館の利用方法など、くわしくは同公民館（☎42-15005）へお問い合わせください。

県議選の結果

▽候補者別得票数
(届出順、敬称略)
一七、二二三 うつき清三
一五、一九六六九 せきね永吉
一一、〇九三 高橋正平
五、七三六 相田富士男
一四、二九五五 関根初治
一三、七五〇 中野清
一八、〇二二 山口茂
▽有効投票 九六、二〇六
▽無効投票 六〇六
▽合計 九六、八一二

埼玉県議会議員一般選挙西八区は、四月八日、市内四十六か所の投票所で行われ、投票率は、午後になって風雨が強まったため意外に伸び悩み、前回の県議選を七割ほど下回る六〇・一八％にとどまりました。

開票は、翌九日の午前八時から市役所内で行われましたが、その結果は次のとおりです。

下水道 氷川町などで 水洗化可能区域広がる

三月二十九日、次の区域が公共下水道の処理開始区域として告示され、水洗化が可能になりました。

〔次の番地の一部区域〕
氷川町二七六・七七番地、九五・九八番地
宮元町二五番地、六八・六九番地
野田町二丁目六番地、一〇・一五番地
上野田町二五番地
(次の番地の全部区域)
氷川町二七八・八六番地、八八・九四番地、九九・一〇四番地
宮元町二七〇・七一番地
野田町二丁目二七・九番地

北村さんから八人が 人権擁護委員に

四月一日付で、次の方々が川越市の人権擁護委員として法務大臣から委嘱されました。(敬称略)

○北村博學 小仙波町一六一三
○瀧澤のぶ 南田島一七四六
○宮根一郎 小堤八三五
○萩島 絹 小仙波町二二二二
○栗原清三 南大塚六五一
○帯津工十郎 上寺山四四八
○鈴木数馬 新宿町三一一八
○白川正三 砂新田一五一

人権擁護委員は、地域に住んでいる有識者や人権擁護に理解の深い方の中から、法務大臣が委嘱するもので、人権思想の普及の他、隣近所とのトラブルや家庭での困りごとといった身近な人権問題の相談にも応じています。

市では、昨年度から市内の勤労者に対する独自の住宅資金融資制度を設け、ご希望の方に貸し付けていますが、本年度の申込受付は次のとおり行予定です。

●申込用紙の配布：五月十四日(月)から商工観光課で
●受付期間：五月二十一日(月)～五月二十六日(土)
●融資金額：四百万円
●利率：年五・五％
なお、申込方法など、くわしくは次号(五月十日号)で掲載します。

お気軽に相談を

「人権が侵された」とか「侵されそうだ」という場合は、お気軽にご相談ください。なお、毎月第二日曜日、南公民館で「特設人権相談所」も開設しています。ご利用ください。

市では、昨年度から市内の勤労者に対する独自の住宅資金融資制度を設け、ご希望の方に貸し付けていますが、本年度の申込受付は次のとおり行予定です。

●申込用紙の配布：五月十四日(月)から商工観光課で
●受付期間：五月二十一日(月)～五月二十六日(土)
●融資金額：四百万円
●利率：年五・五％
なお、申込方法など、くわしくは次号(五月十日号)で掲載します。

「取扱金融機関」
県内の各金融機関
※お問い合わせは各金融機関または川越商工会議所(☎22-1110)へどうぞ。

下請取引あつせん
会場は商工会議所
埼玉県中小企業振興公社では、県内四地区で「下請取引あつせん」

巡回相談
これは、県内下請企業の取引条件等の適正化を図るとともに、受注、発注の取引の円滑化をねらいとして行われるもので、本年度の県西部地区の相談会場、日程は次のとおりです。

巡回相談を実施しています。

会場：川越商工会議所
日程：五月十日・六月七日・七月十二日・八月九日・九月六日・十月十一日・十一月八日・十二月六日・一月十日・二月七日・三月六日
時間：午前十時～午後三時

春の交通安全運動

重点は「弱者」の事故防止など



歩行者などが 毎日一人死傷

昨年一年間に市内で起こった交通事故を調べてみますと、総死傷者九百九十三人のうち、「交通弱者」といわれる歩行者と自転車利用者が三百六十七人で、三七・〇割を占めています。交通事故の加害者にはまずなることのないこれらの「弱者」が、毎日一人、市内の



春の全国交通安全運動は、五月十一日(金)から五月二十日(日)までの十日間、全国いっせいに実施されます。運動の重点目標は、次のとおりです。

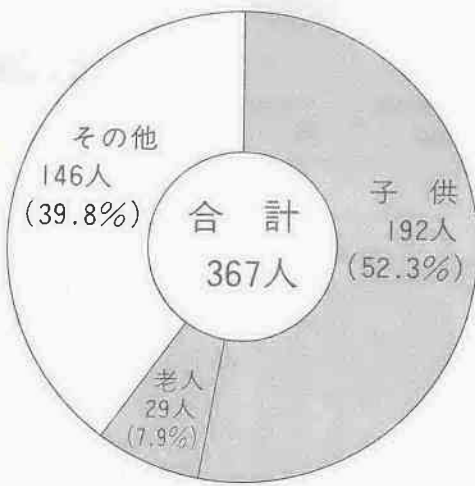
- ▽歩行者・自転車利用者、特に子供と老人の事故防止
- ▽自動二輪車・原動機付自転車の事故防止
- ▽安全運転の確保とシートベルト着用の推進

歩行者などが 毎日一人死傷

どこかで痛ましい交通事故の犠牲者になっていく計算です。また、歩行者と自転車利用者の死傷者三百六十七人の内訳をみると、中学生以下の子供と六十歳以上の老人だけで二百二十一人になり、六〇割を超えています。(左図参照)

今年三月までの交通事故状況がまとまりました(左表)。死傷者とも昨年よりやや減少しています。

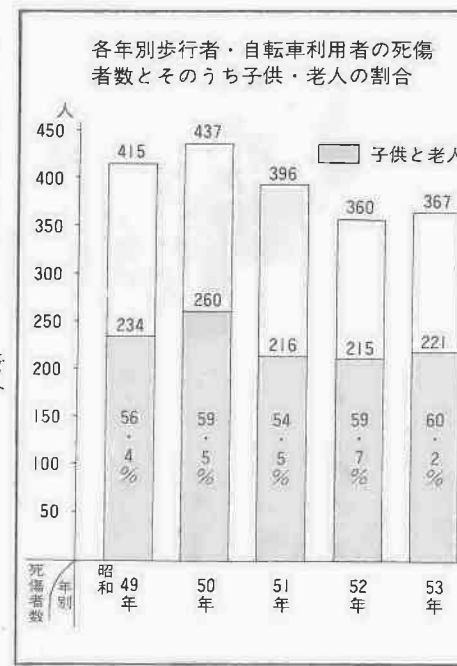
昭和53年中の歩行者・自転車利用者の死傷者数



五歳以下九歳以上 子供たちが安心できる環境を

でも、同じような傾向を示しています。(下図参照)

この中でとりわけ多いのが五歳から九歳までです。三百六十七人のうち何と二六割に当たる九十五人までが、この年齢帯の子供です。



今年も事故状況 死傷者とも減少

今年三月までの交通事故状況がまとまりました(左表)。死傷者とも昨年よりやや減少しています。

54年3月末日現在の市内での交通事故状況

年別	人身事故		物件事故
	件数	死者	
54年	157	1	487
53年	166	2	407
増減	-9	-1	+80
前年比(%)	94.6	50.0	119.7

学校長人事

四月一日付
カッコ内は前任校

- △松岡輝雄(中央小) △鈴木一雄(大東西小) △大河内豊(霞ヶ関中) △松村芳太郎(養護) △木下義助(泉小) △県教育局へ △守谷弘(霞ヶ関南小) △入間教育事務
- △坂戸中 栗原登月(越小) △越生中 青柳勲(上戸小) △毛呂山中 清水潔(大東中) △入間中 橋本奇一(霞ヶ関東中) △入西小 神保わか(高階小) △上福岡第三中 細野豊(城南中)

市税条例が一部改正

A・B農地の減額措置 五十六年度まで延長

資産税

地方税法等の一部改正に伴い、このほど川越市税条例の一部が改正されました。今回改正の対象となったものは、

市民税の所得控除額 一万円ずつ引き上げ

個人市民税

軽自動車税

ガス税

各種所得控除額が、昭和五十四年度から、左表(別表①)のようにそれぞれ一万円ずつ引き上げられて、税負担の軽減が図られています。

所得控除額の引き上げは、二年現行のガス税は、一か月のガス

別表① 市民税の各種所得控除額

項目	改正前	改正後
基礎控除	200,000	210,000
配偶者控除	200,000	210,000
扶養控除	190,000	200,000
老人扶養控除	200,000	210,000
配偶者のいない一人目の扶養控除	200,000	210,000
障害者控除	180,000	190,000
特別障害者控除	200,000	210,000
老年者控除	180,000	190,000
寡婦控除	180,000	190,000
勤労学生控除	180,000	190,000



別表② 軽自動車税(年額)

車種	改正前		改正後		
	円	円	円	円	
原動機付自転車	50cc以下	650	700		
	50cc超90cc以下	1,000	1,100		
	90cc超	1,300	1,450		
軽自動車	二輪のもの(含側車付)		2,000	2,200	
	三輪のもの		2,600	2,850	
	四輪以上のもの	乗用	営業用 5,200(改正なし)		
		乗用	自家用 5,900	6,500	
	貨物用	営業用 2,900(改正なし)			
		自家用 3,300	3,650		
	専ら雪上を走行するもの		2,000	2,200	
	小型特殊自動車 農耕作業用自動車		1,300	1,450	
	その他のもの		3,900	4,300	
	二輪の小型自動車		3,300	3,650	

※農耕作業用自動車は刈取脱穀作業用自動車を含む。

一般農地の負担調整率 三段階に

一般農地の減額措置

固定資産税の土地の評価額は、三年ごとの基準年度に行われることとされていますが、昭和五十四年度はその基準年度に当たりません。そこで、川越市でも土地の評価

△A・B農地の減額措置

市街化区域内のA・B農地のうち、現に耕作をされていて三年以上農地として保全することが適当と認められるものについては、昭和五十四年度から五十六年度まで、調整区域農地の税額相当額まで減額できることになりました。

別表③ 宅地等の負担調整率

上昇率の区分	負担調整率
1.3倍以下のもの	1.1
1.3倍超1.7倍以下	1.2
1.7倍を超えるもの	1.3

宅地等の負担調整率は、これまでと変わりありません。

別表④ 一般農地の負担調整率

上昇率の区分	改正前	改正後
1.15倍以下のもの		1.05
1.15倍超1.3倍以下	1.1	1.1
1.3倍を超えるもの	1.2	1.2

都市計画税

固定資産税と全く同様の負担調整率を適用する。

☆少なく申告していたとき↓修正申告

☆納め過ぎていたとき↓更正の請求

確定申告を間違えたときは

「修正申告」をして正しい金額に直してください。

早ければ早いほど、延滞税などの負担が少なくて済みます。

更正の請求ができる期間は一年間です。

◆ 申込時期と該当児(55年3月まで) ◆

申込時期	該 当 児 の 生 年 月 日		
	生後18か月	生後36か月	生後66~71か月
54年5月	52年11月生まれ	51年5月生まれ	48年6月~48年11月生まれ
" 6月	" 12月生まれ	" 6月生まれ	" 9月~" 12月生まれ
" 7月	53年1月生まれ	" 7月生まれ	" 9月~49年1月生まれ
" 8月	" 2月生まれ	" 8月生まれ	" 9月~" 2月生まれ
" 9月	" 3月生まれ	" 9月生まれ	" 10月~" 3月生まれ
" 10月	" 4月生まれ	" 10月生まれ	" 11月~" 4月生まれ
" 11月	" 5月生まれ	" 11月生まれ	" 12月~" 5月生まれ
" 12月	" 6月生まれ	" 12月生まれ	49年1月~" 6月生まれ
55年1月	" 7月生まれ	52年1月生まれ	" 2月~" 7月生まれ
" 2月	" 8月生まれ	" 2月生まれ	" 3月~" 8月生まれ
" 3月	" 9月生まれ	" 3月生まれ	" 4月~" 9月生まれ

はしかの

5月から個別

接種後、2週間

衛生課に
申し込んでから
医療機関へ予約

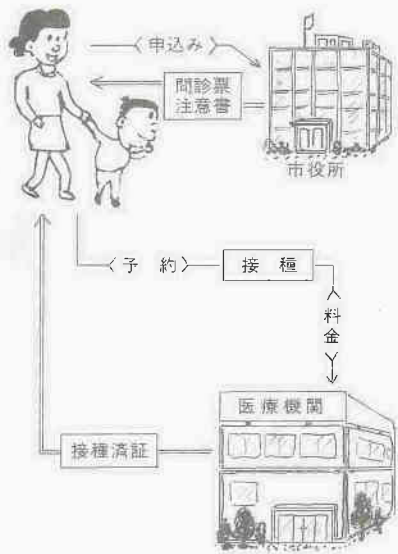
申込みから接種までの手続きの流れは、左表のとおりですが、個々の手続方法は次のとおりです。
まず、「申込み」。子供が、各グループ(生後十八か月、三十六か月、六十六~七十一か月)の月齢に達したとき、衛生課へ直接または官製葉書で申し込み。葉書で申し込み場合は下図の記入要領で申し込みがあると、その場で「問診票」と接種の受け方や委託医療機関を記入した注意書が交付されます(葉書の場合は郵送)。

次に「予約」。接種を受けるには、注意書をよく読み、希望する医療機関へ予約してください。この予約は接種を受けようと思う日の数日前に、なお、子供の健康状態が悪くなり、受けられなくなった場合は、連絡をお忘れなく。
「接種日」。この日は、子供の体温を計り、問診票の全項目に必要な事項を記入。そして、この問診票、保険証、母子健康手帳、接種料を持って医療機関へ。接種を終えたら、料金を支

接種の効果と副反応

この予防接種は、〇・五ミリのワクチンを一回接種するだけで、九八割以上の子供に免疫が働き、かつ他人に感染することはありません。しかし、接種で軽いはしかにかかっている状態ですから、接種後五~十四日の間(主に七~十二日の間)は、よく子供の様子を見る必要があります。この時期に出る症状は、三十七・八度前後の発熱、軽度の発疹、せき、はなみずなどで、自然感染のはしかより、軽い状態です。このときは、入浴をさけ、安静にしていれば、普通一~三日で自然に、これらの症状がなくなっ

●●申込みから接種まで●●



はしかの予防接種
子供の生年月日昭和〇〇年〇月〇日生
保護者名〇〇〇〇〇
住所 川越市〇〇〇番地
(電話番号)〇〇〇〇〇〇

川越市丸町二二二
川越市役所内
衛生課
予防係

予防接種

接種で開始

は安静に



接種は体調の良いときを選んで。一回の接種で終生免疫に――。

接種は

18か・36か・66か児の
グループごとに

はしかの予防接種が、昨年十月から予防接種法で義務づけられました。これに伴い、市では、約半年間にわたって、その具体的な実施方法を準備してきましたが、今月二十五日から申込を開始することになりました。
接種方法は、小児マヒ・二種混合・BCGなどの予防接種のように、公民館や学校を会場として行う集団接種方式ではなく、市が委

託した医療機関で、一人一人個別に受けてもらうという個別接種方式です。

この予防接種の対象になる子供は、生後十二か月~七十二か月(満六歳の誕生日の前日まで)ですが、市では、当分の間、これを年齢別の三グループに分け計画的に実施します。このグループは、「生後十八か月グループ」、「生後三十六か月グループ」、「生後六十六~七十一か月グループ」で、それぞれに接種を受けてもらうというものです。(次ページ表参照)
しかし、すでにはしかにかかっていた子供や生後十二か月を

過ぎてはしかの予防接種を受けた子供は、当然、この接種を受ける必要はありません。

料金は二千五百円

この予防接種にかかる費用は一人五千円。このうち、半額は市で補助しますが、残り二千五百円は個人負担となっています。そして、この料金の支払いは、接種後、医療機関の窓口で。

怖い「はしか」と 予防接種

はしかは、誰でも一度はかかる病気で、通常一度かかってしまえば、二度三度とかかることはありません。このためか、以外に軽く考えられていきます。しかし、四十度近くの高熱と全身に現われる発疹を伴うのはしかは、子供にとっては大変苦しく重大な病気です。現に、全国で毎年三百人近い子供がはしかのために死亡しています。また、このはしかは、肺炎、脳炎、中耳炎などの合併症を起こしやすく、特に肺炎を併発すると死亡率が高くなるといわれています。
これまで任意接種であったはしかの予防接種が法律で義務づけられた理由もこの辺にあるわけですね。

日赤募金にご協力を

今年も五月一日から三十一日までの一か月間、日本赤十字募金運動が全国的に行われます。運動で集められたお金は、災害救護を初め、救護看護婦の養成、血液事業の拡充、社会福祉事業などに使われます。日本赤十字事業の重要性を、



日本赤十字募金運動
5月1日~31日



齊藤 理事長

在宅老人機能回復訓練の通園に プチ姉妹号が活躍



市では、三月二十五日号でも紹介したとおり、市内各所に特別養護老人ホーム真寿園(齊藤正男理事長)と契約して脳卒中の後遺症などで身体が不自由な在宅老人に、同園へ通園しながら機能回復訓練を受けてもらう事業を実施しています。訓練に通うお年寄りの送迎は、真寿園が車でやっていきますが、このほど埼玉ハンディキャップ運行委員会(小宮山乃理子会長)から車いす専用の車「ソロプチ姉妹号No.2」が提供され、「通園が一層便利になった」と利用者から喜ばれています。
齊藤理事長の話「機能回復訓練に通うお年寄りの中には、車いす利用の方もあって、車の乗り降りが大変。それだけに、今度ハンディキャップ運行委員会からソロプチ姉妹号をいつでも自由に使えるように貸していただけたのはありがたい。特に、本年度は機能回復訓練を受ける方の枠も広がったところなのでタイムリーだった。これで通園者も我々ももっと楽になります。」

高校時代

このシリーズは、昭和五十二年三月、市が県立現玉高校図書館司書小林初枝先生を招いて行った同和問題講演会の要旨をまとめたものです。

高等学校へ進んだ翌年の昭和五十二年になり、二・三存じのようになりまして、高等学校は新制中学になりました。

差別の中に生き続けて

その⑬

小学校六年生のとき、いったん女学校への進学をあきらめたものです。もうだめだろうと思っていたのですが、学制改革のおかげで、今度は高校進学という機会がめぐってきたわけです。
その新制中学時代、私の担任だった先生は、組合運動を一生懸命やるかたわら町会議員も務め、世間では一風変わった人だと言われていたのですが、私にとっては初めて出会った同和教育に熱心な先生でした。
先生は、「民主憲法ができて男女平等になったんだ。法のもとには誰もが平等とされたのに部落差別がいつまでも続くのか。すこしくらい勉強ができたって、そんなことでひねくれているようじゃあだめじゃないか」と元気づけてくれたのです。そういう先生の励ましと熱心な指導があったら、私はやがて現玉高校へ進学することになりました。

高校へ入学したのは昭和二十四年ですが、そのころはまだ部落差別がかなり露骨に出ていました。そうした体験はいろいろありますが、そのうち特に印象に残っていることをお話ししたいと思います。
高校二年生のとき、生徒会長の選挙が行われました。たまた私たちのクラスから男の子が立候補したものです。クラスをあげて応援演説などをやり、ムードは大いに盛り上がり、ところが、東大志望で立候補することになり、選挙権を得て当選してしまいました。
私たちのクラスから立候補した男の子は部落の子でした。このとき、「部落の子だから」という言葉は出なかったのですが、上級生たちが、「あんなやつが生徒会長になつたんで見玉高校の名折れになる」というようなことをいって流しているのを耳にしました。そのため、選挙運動一つしない子が当選する結果になったのだと思いますが、なぜそういうわけが流れたのか、実は私もあとになって気づいたわけなんです。
彼は、卒業と同時に解放運動に飛び込んでいきました。おそらく、部落であるがためにそのころが強く心に残っていたからではないかと思えます。

表通り裏通りの主役はあなたです。「我が家・我が街・我が暮らし」を合言葉に、あなたの情報がこのページを作ります。

五月三日はゴミの日
 ライオが清掃活動
 憲法記念日の五月三日は「五三の日」、また五月三十日は「五三〇」と読める。そこで、川越ライオンズクラブ・有山英夫会長では、「五月三日から五月三十日までゴミゼロ月間です。ゴミゼロに努めましょう」と訴え、清掃活動を行う。
 これは、同クラブ環境委員会・森本鉄夫委員長らの発案で、今回初めて行うもの。五月三日朝と同日の二日間はもちろん、この間の日曜および祝祭日に、クラブ員五十人のほかボランティアカウト三百人が出て、伊佐沼公園や初雁公園、新河岸川付近などを清掃する。
 また同クラブでは、「自分たちの街川越を少しでもきれいに」と、この運動への皆さんの協力を求めている。



高階第三保育園

おもてどおり できたぞ！
17番目の市立保育園

市内17番目の市立保育園、高階第三保育園がオープンし、4月5日に入園式が行われた。明るいクリーム色のモダンなこの保育園、所在地は砂新田1-19-2。鉄筋コンクリート2階建てで、1302㎡の敷地に、建物面積は623.28㎡ある。総工費は9,115万円。これで市内の保育園は、公立17・法人7の計24となり、園児も全部で2,010人と増えた。高階第三保育園の完成とともに「誕生」した新園児90人もすっかり慣れてきたようで、元気に園内を駆回っている。

二人の息子の入学
 金沢 房子 (37歳・主婦)



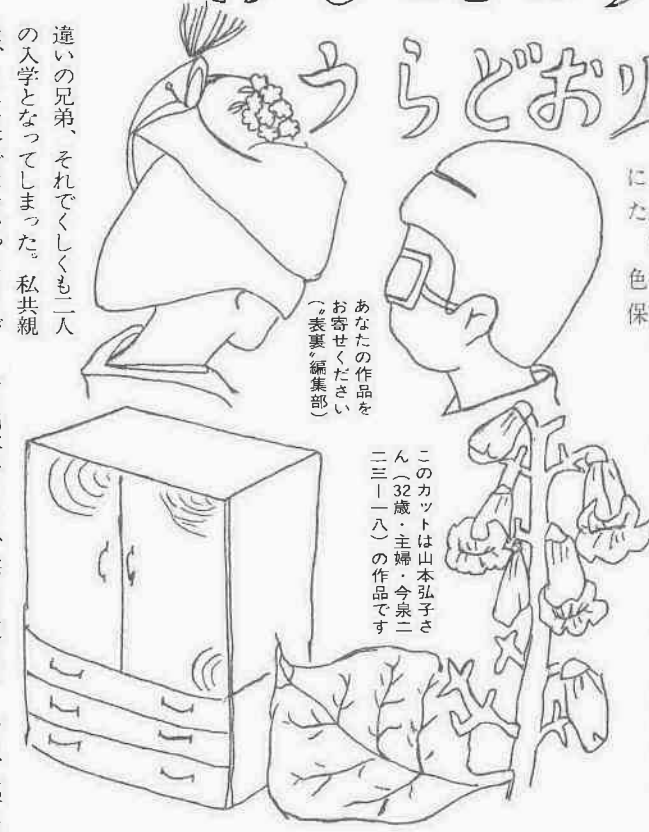
今福846-17

卒業、入学のシーズン、我が家は二人の息子達がそれぞれ卒園、卒業を終え、四月九日それぞれ小学校入学と中学入学を迎えた。六歳

あなたが写真に写っていたら、表裏・編集部までご連絡ください。その写真をさし上げます。

募集

サッカー少年団「ヤングス」では、団員を募集している。4年前に発足したヤングス、現在、市内の九小学校から26人が参加、練習の厳しさでも知られる有力チーム。練習は、原則として日曜および祝祭日、川越小や今成小など会場で。未来のベテランを目指す君、この機会に参加してみよう。問合先…小高秀雄 (福田428、24-0494…夜間のみ)



あなたの作品をお寄せください (表裏・編集部)

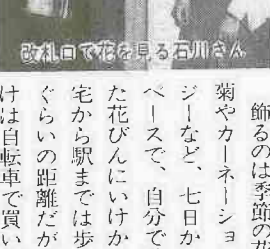
このカットは山本弘子さん(32歳・主婦・今泉二二二一八)の作品です

EVENT 催し EVENT 催し EVENT 催し

おシメで コイノボリ!?
 コイノボリなんてどうだろう。あそびの学校(斉藤留治校長)では、毎月一回、遊びを指導しているが、五月のテーマは、おシメで作るコイノボリ。そう、赤ちゃんのオムツで作るものだが、果たしてどんなユニークなものができようかと。参加費は無料だから、オシメや筆、スミを持って来よう!
 とき: 5月6日(日)、午前10時
 ところ: あそびの学校事務所(南大塚一八三、43-1八六〇五)
ジャズの巨人マイルスを聞く 県図・水曜「音楽の泉」
 ジャズの巨人、マイルス・デューリス。常にジャズ界の先端を行き、多くの支持を集める彼のトランペット。マイルスの五〇年未期を飾る名作「カインベッド・オブ・ブルー」から、感性豊かなトランペットにひたってみよう。
 とき: 5月9日(水)、午後1時
 ところ: 県立図書館視聴覚ホール(新宿町一七二)
チャック・コリアを聞く 県図・水曜「音楽の泉」
 県立図書館のモダンな視聴覚室で、世界の優れた音楽を聞く。という「水曜・音楽の泉」。五月はジャズの特集。
 その第一回は、若手ナンバーワンのジャズ・ピアニスト、チャック・コリアとリタ・トウ・フォーエバーのアルバムから「ライト・アズ・ア・フェザー」を聞く。
 とき: 5月2日(水)、午後1時
 ところ: 県立図書館視聴覚ホール(新宿町一七二)
陶芸・佐賀錦・洋裁・短歌 四グループが合同作品展
 南公民館では、陶芸・佐賀錦・洋裁・短歌の四グループが合同で作品展を開く。いずれも公民館の各講座から誕生したグループで、あわせて百人にもなるメンバーが、この一年間の力作を発表する。どのグループもプロにはない味わい深い作品ばかり。ゴールデンウィークの一日を仲間と楽しむのにはいいかならう。
 とき: 5月3日(木)5日(土)
 ところ: 南公民館(新宿町一七二、43-1〇三八)

新河岸駅に花の定期便
 利用者の心をなごませ6年

市内砂にある東武東上線の新河岸駅に、定期的に花を飾っている方がいる。その人は、寺尾一六に住む石川百合子さん(37歳)。「いつも社会にお世話になっているから、何かの形で感謝の心を表したい」と思っていたという石川さん。二十歳のとき川越に引っ越して来て、当時0Lとして都内の東武練馬まで通勤。今は新築なった新河岸駅、そのころは古い駅舎で、「初めて駅に降りたとき、屋根がないので...、すこい所へ来ちゃったなって思ったのを覚えている」という、そんな通勤の途上で、駅に花を飾る高校生を見かけた。後にその姿を思い出し、「せめて通勤の方たちの気持ちに思いを」と考え、昭和四十八年二月からスタートした。飾るのは季節の花が多い。菊やカーネーション、パンジーなど、七日から十日のペースで、自分で持ってきた花びんにいけかえる。自宅から駅までは歩いて十分ぐらいの距離だが、飾りつけは自転車で行く。飾りつけは、



改札口で花を見る石川さん

立ち寄る。都内への勤め人が多く利用する新河岸駅、一日に平均二万二千人も乗降する。殺風景な駅に咲く石川さんの花が、利用者の心をなごませているのは間違いない。男性社会である駅側でも大喜びで、「初めは何かと思っただけですよ。お水をください、なんていいにくるし...」と、同駅の塚田和雄駅長(47歳)は、石川さんが花を飾り始めた当時を振り返っている。と、女もいるんじゃないかと励まされたという。六年も続くこの花の定期便。東武鉄道の意を込めて表彰したいと話している。

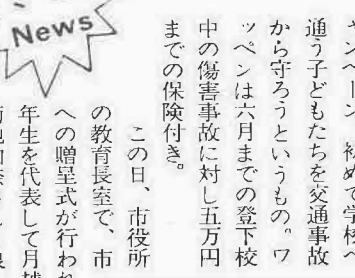


ササラ獅子 やっぱしこうでなけりや!
 今年は裏祭り、でも……

春恒例のササラ獅子舞(市指定・無形民俗文化財)が、4月15日、石原町1丁目の観音寺境内でにぎやかにひろげられた。一年おきに行われるこの祭り、本来だど「裏祭り」の今年だが、陽気な笛の音に、「やっぱし舞わなけりや」の声しきり。

表通り裏通りはみんなの広場です。そしてあなたが主役です。自治会から家庭内の話題まで何でも結構です。ご連絡ください。

交通事故に気をつけて
 新入生にワッペン贈る
 入学式を前にした六日、富士銀行など金融四社から、この春入学した新小学一年生に、交通事故傷害保険付きの黄色いワッペン約五千七百枚が贈られた。昭和四十年に、富士銀行が同行創立八十五年を記念してスタートさせたこのキャンペーン。初めて学校へ通う子どもたちを交通事故から守ろうというもの。ワッペンは六月までの登下校中の傷害事故に対し五万円までの保険付き。
 この日、市役所の教育長室で、市への贈呈式が行われ、一年生を代表して月越小の菊地加奈さんと泉小の小高剛君の二人の腕に、女子行員から、「交通事故に気をつけてネ」とワッペンがつけられた。



ワッペンを何枚ももらう子供たち

表通り裏通りのカットを描いて! / ハガキにスミまたはサインペンで。どこかに「表通り裏通り」の文字を入れて。できれば横がいいな。どんどん送って! (表裏・編集部)

EVENT 催し EVENT 催し EVENT 催し

自然の美を楽しもう 山草展が開かれる
 最近ひそかにブームになっている山草栽培がある。自然に咲く美を楽しもう、というものが、川越山草会(小山辰吉会長)でも会員は現在百七十人と愛好家は増えているようだ。
 さて、同山草会では恒例の春の展覧会を開く。野性のサクラソウからヤブアレガサ、ホウチャクソウなど約百六十点が出品される。
 とき: 4月26日(日)28日(火)
 ところ: 県立図書館集会所(新宿町一七二)
国際児童年を祝いたい君 大行進に参加しよう!
 国際児童年にあたる今年、市内で一大ビッグイベントが行われる。国際児童年を祝う川越子ども大行進実行委員会(藤田正明会長)によるパレードなど呼びかけ人のあそびの学校(斉藤留治校長)など約十五団体から、千人以上が参加する。竹馬や竹ゲタに乗ったり、空きビンのフタや空きカンで作った楽器をかきながら、といった具合に、それぞれの参加者が思い思いの工夫を凝らして歩くユニークなもの。国際児童年を祝いたい人なら誰でも参加できる。さあ、君はどんな独創的アイデアを持ち寄って歩くのだろうか。たぐい、ケガと弁当は自分持ちのこと。
 とき: 4月29日(日) 午前10時 市役所前駐車場(発雨天決行)
コース: 市役所・札の辻・仲町島山神社
国際児童年記念アニメ アルプスの少女ハイジ上映
 青く澄んだ空の下に広がる美しく雄大なアルプス。幼くして両親を失くした五歳の少女ハイジは、アルプスの小屋に一人で住むおじいさんのもとで暮らすことになった。行く先々、子供はもろろん大人をも限りない優しさで包み込むハイジ。全世界で愛され、読みつがれるヨハンナ・スビールの名作アルプスの少女「ハイジ」が、子供たちと子供たちを愛する人々のために、一八八一年に発表されたこの物語、国際児童年にあたる今年、一大アニメーションとしてお目見得する。親子そろってお出かけを、併映は、田谷プロによる、チビッ子のアイドール「トラ」は、79ユニセフ国際児童年推薦映画、川越市教育委員会推薦。
 とき: 4月30日(月)5月14日(日)
 ところ: 川越スカラ座(元町一、23-1〇七三三) 入場料: 大人1千二百円、大・高校生1千円、中・小学生600円、三歳以下無料の幼児1千二百円、各二百円安の割引券もあり。各学校・幼児園の先生

「サラ金」で お困りの方へ
サラ金問題で悩んでいる方、市が行っている法律相談(右表参照)へ出かけてみませんか。

Table with 4 columns: 相談名, 相談の内容, 曜日, 時間. Rows include 一般相談, 交通事故相談, 行政書士相談, etc.

悩み・なやみ・ナヤミ...
こちらは困りごと相談室
これであなただの悩み・困りごとすべて解消...というわけにはいきませんが、解消するきっかけにはなるかも...

3か月児健診と 家族計画指導
身長・体重の測定から、小児科医の診察・育児相談まで。母子健康手帳と「オムツ」を持参ください。

妊婦教室
お母さんになるために
妊娠の成立から出産、赤ちゃんの育て方まで。妊婦の基礎知識が中心です。

商業簿記
基礎から学ぼう！
検定3級程度。基本をわかりやすく指導。期日...5月12日～9月22日、毎週土曜日、午後2時～5時(5/19と7/21～8/25は休講)

気軽に利用を 公益質屋
今月2日に新築オープンした公益質屋。市内に住んでいる方なら、どなたでも利用できます。

初めての方もどうぞ 弓道教室
市弓道連盟が行う弓道教室、女性も大歓迎。作法から射技まで基本が中心。

家族計画指導...5月1日(火)、午後1時30分から2時30分まで通町会館で行います。希望者は直接会場へお出かけを。

3月中の火災と 救急出動
火災件数 34件
損害額 740万円
救急出動 345件
搬送人員 348人

「お出かけを」 「特設人権相談所」
「身障者にはがきをプレゼント」
郵便局では、身体障害者(1・2級で満6歳以上の人)の方に、「青い鳥はがき」を1人につき20枚プレゼントします。

「身障者にはがきをプレゼント」
郵便局では、身体障害者(1・2級で満6歳以上の人)の方に、「青い鳥はがき」を1人につき20枚プレゼントします。

老人スポーツの花形 ゲートボール講習会
期日...5月14日(月)・18日(金)・21日(月)・25日(金)・28日(月)、午前10時～正午
会場...市民グラウンド、中央公民館
対象...市内在住で60歳以上の人



★おはなし★
病気がかかっても、その治療を巫女という祈禱師にたのんでいただくのはなし。
このくわいだがら、当然お化けもいると信じられてきた。カラカサ・ひとつ目・のつべらぼう...そして、アズキトギババ(沢に住んでいると信じられている妖怪)など。

ファミリー劇場へのお誘い
「ねぎの里は 大きわざ」
歌舞劇
楽劇団「いちよう座」公演による「ねぎの里は大きわざ」...

中央公民館 自然を楽しむ 山草教室
育て方を習い、山草の持つ「美」を追求。期日...5月12日～8月11日、毎月第2・4土曜日、午後1時30分～3時30分

南公民館 やってみましょう！ 各種クラブ
南公民館登録クラブのオンパレード。あなたはどれを選びますか。市内在住・在勤で成人の方なら、どなたでも参加できます。

霞北公民館 緑の秩父路へ 春のハイキング
期日...5月20日(日)(雨天の場合は27日)、午前7時15分、霞ヶ関駅前集合
行き先...橋立鐘乳洞・円融寺など、秩父方面。約10km歩く予定

高階公民館 募集中です 青年クラブ
ハイキングやキャンプ、スポーツなどを行う。あなたも仲間入りしませんか。期日...4月～翌年2月、毎週金曜日、午後7時～9時30分

短歌通信クラブ
毎月2回、3首以内投稿
混声コーラスクラブ...毎週金曜日、午後6時30分
佐賀錦クラブ(織物)...毎月第2・4木曜日、午後1時30分

霞北公民館 求む！ニューフェイス 青年学級「みのむしの会」
ハイキングや社交ダンス、キャンプと幅広く活動している。若い力は霞北へGO！期日...5月12日～来年3月、毎週土曜日、午後7時～9時 経費...月200円

市立図書館 トピックスコーナー 児童に関する本
季節や時期の話題にあった本を一か所に集めたこのコーナー。今回は「児童文化に関する本」。期間は5月1日～31日まで。

引揚者の皆さん 連絡ください
全国引揚者連合会では、引揚者の外地資産の補償を国に求めるための署名運動を行っています。

「県立図書館」 5月の映画会
子ども読書週間映画会
5月9日(木) 午後3時、題名「子どもと読書のよろこびを」

「県立図書館」 青年海外協力隊員 募集の映画と相談
東南アジア・中近東・アフリカなどの発展途上国では、あなたを求めている。あなたの持っている技術と若い力を海外に向けてみませんか。

「県立図書館」 短期講座
テーマ：郷土埼玉を考える。
期日...6月7日～7月12日、毎週木曜日、午後1時30分～4時

「県立図書館」 「お出かけを」 「特設人権相談所」
「身障者にはがきをプレゼント」
郵便局では、身体障害者(1・2級で満6歳以上の人)の方に、「青い鳥はがき」を1人につき20枚プレゼントします。

ぼくら の作文

三月三十日、雨が本ぶりになつた。ぼくは、空を見上げ「明日は晴れるといいけどなあ。」と思つた。

それは、明日が少年野球春季大会だからだ。それも、ぼくたちのゆめである初雁球場で試合をするのでよけい心配だつた。

その夜はぐつすりねた。朝起きると、カーテンのすき間からたたみに光があたつていた。しかし、まどがガタガタとなつていた。

強風の中の試合

南古谷小6年

西貝 俊 哉



ぼくが外を見てみると、とても強い風だつた。これではブレイがむずかしくなるなあと思ひ、お母さんに「すごい風だね。」と言つた。すると、お母さんは「大変だけどがんばつてね。」と答えてくれた。

午前七時、学校に集合した。友達の中には「寒い寒い」と言つて、校舎のうらにかくれている人もいた。時々、ぼくのほほに小石が当たつてとてもいたかつた。まるで、だれかにピンタをされているみたいだつた。

ぼくたちは、南古谷レーダースは、少し練習をして初雁球場へ向かつた。その時は、とてもわくわくしていた。無事、開会式がすみ、試合が始まるうとしていた。ぼくたちは、グラウンドに出てランニングなどをした。ぼくは、がんばるぞ！と気合を入れて走つた。

ふりかえると、ものすごい風でグラウンドの土がまがいがつた。

ぼくは、二番でセカンド。レーダースは先こうなので、一回の表に打順が回つて来る。すぐに、ぼくの番になつた。「いけぞ」と大声で叫んで、バッターボックスに立つた。

一球、二球。ピッチャーはどんどん投げて来る。「カシッ」「ファーストゴロ。ほくは、一生けん命走つた。ファーストの人がとりそこねたので、セーフだつた。

守備は、特別むずかしい打球がこなかつたのでほつとした。みんながんばつたので、この試合は勝つことができた。

第二試合は、市民グラウンドだつた。初雁球場は、客席があるのだから風が吹きまくつてた。

そのような中で、この試合も勝つた。土ほこりで、真っ白になつた。みんなの顔を見合せて、大わらひした。

明日に向かって 23

市内で活躍するボランティアグループを紹介するこの「明日に向かって」。今回は少し角度を変えて、いつもは紙面の中で簡単に触れられているだけの「愛のプレゼント(以下表)」について紹介してみよう。

心ある無名の贈り物

の福祉事業を行っているが、もちろんそれには資金が必要とされる。そこで、社協の運営には、赤い羽根などで知られる共同募金による配分金や社協の会員の会費、市などからの補助金のほか、一般の皆さんからの寄付をもつてあてられている。



善意銀行に寄託された品物

<愛のプレゼント(3/10~4/9)>

	件数	金額及び物品数
一般寄付	8件	893,964円
善意銀行	現金	23件 403,824円
	物品	15件 260点
	技能・労力	1件
合計	47件	

※くわしくは、社会福祉協議会 ☎ 24-8811、内線七九四へ。

市民会館5月の主な催しもの予定

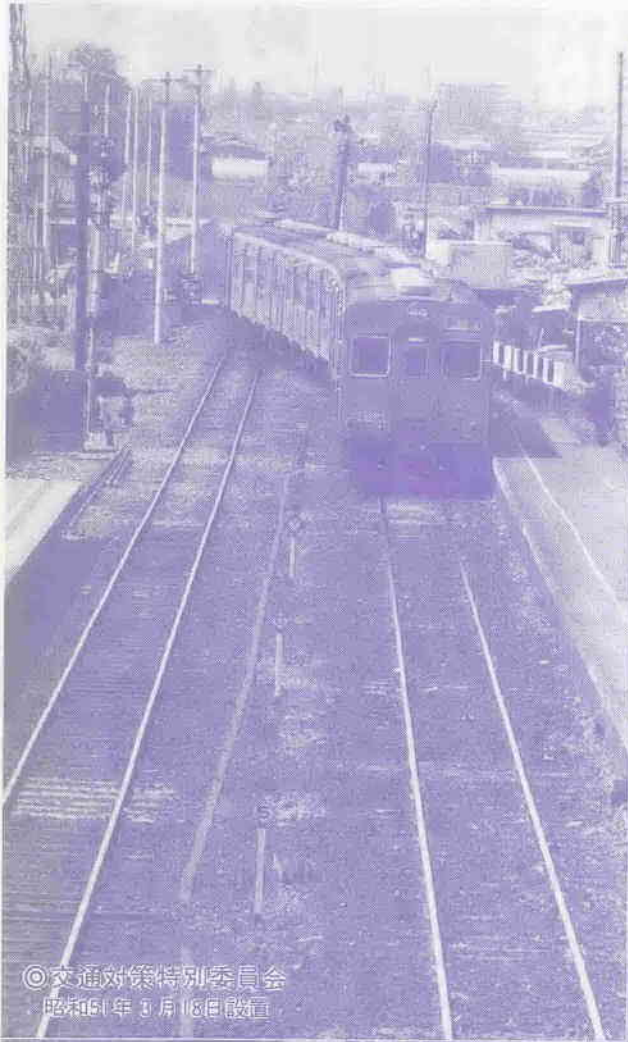
(4月2日現在、ホールのみ)

曜日	催し	入場方法	開演時間	主催者
6 (日)	ピアノ発表会	無料	正午	田中久美子(久保町) ☎24-6263
12 (土)	うたはいつまでも(2) フォークソング 春のコンサート	入場券 前売 500円 当日売 600円	PM 6:00	埼玉フォークソング連絡会議 ☎23-0656 (川越音楽)
13 (日)	翠峰会 日本舞踊発表会	無料	PM 0:30	大東プロダクション ☎03-400-8396
19 (土)	川越女子高校マンドリンクラブ定期演奏会	入場券 300円	PM 1:45	同校マンドリンクラブ ☎22-3511
20 (日)	佐多達枝・河内昭和バレエスタジオ研究生発表会	無料	PM 2:00	同バレエスタジオ ☎22-5751(位田)
23 (水)	川越市役所吹奏楽研究会定期演奏会	無料	PM 0:15	同吹奏楽研究会 ☎24-8811 内線521 (安田)
24 (木)	ベトナム民族合奏団公演	入場券 A 2,000円 B 1,500円	PM 6:30	川越音楽 ☎23-0656
25 (金)	つがるひろ子 リサイタル	入場券 2,000円	PM 1:00 PM 6:00	新赤坂企画 ☎03-586-3025
26 (土)	ふきのとう コンサート	入場券 A 2,200円 B 1,800円	PM 6:00	川越音楽 ☎23-0656
27 (日)	日本舞踊 ゆかたざらい	無料	正午	舟橋功一後援会 舞踊教室 ☎22-0038

- ▷主にどなたでも入場できるものを掲載しました。
- ▷主催者の都合で、一部変更になる場合もあります。
- ▷入場券等の申し込みや問い合わせは、それぞれの主催者あてをお願いします。
- ◆10月中の市民会館使用申し込みは、5月2日(水)の午前9時からお受けします。くわしくは市民会館 ☎22-4678へ。

市議会特別委員会

— 結 果 報 告 —



◎交通対策特別委員会
昭和51年3月18日設置



◎医療問題特別委員会
昭和51年3月18日設置



◎中小企業対策特別委員会
昭和51年9月10日設置

各特別委員会 審査状況

(昭和五十一年)

◎交通対策特別委員会 五日間

◎医療問題特別委員会 六日間

◎中小企業対策特別委員会 二日間

(昭和五十二年)

◎交通対策特別委員会 四日間

◎医療問題特別委員会 八日間

◎中小企業対策特別委員会 四日間

(昭和五十三年)

◎交通対策特別委員会 六日間

◎医療問題特別委員会 九日間

◎中小企業対策特別委員会 七日間

(昭和五十四年)

◎交通対策特別委員会 一日間

◎医療問題特別委員会 二日間

◎中小企業対策特別委員会 一日間



交通諸問題の総合的対策について

一 審査結果を報告一

県西部地方の中心都市である本市は人口・産業の集積およびモータリゼーション時代を迎えた結果生活環境の悪化、都市機能の低下をきたし、さまざまな交通上の諸問題が発生し市民生活に深刻な影響を及ぼしている状況にあります。

したがって、市民生活に直接関係のあるこれら交通諸問題の解決は当面の緊急課題であると考え、本市議会ではこれらの諸問題を総合的に解消し、市民生活に寄与することをねがい、昭和五十一年の本市議会第一回定例会(三月十八日)において「交通対策特別委員会」を設置し、以来三年余にわたり慎重に審査を重ねてまいりました。

その間、国鉄、東武鉄道、西武鉄道、市内の各バス会社、警察、土木事務所等の関係者にもご出席いただき、意見・要望等を申しあげ、審査を進めてきたわけですが、このたび本委員会としての結論を得ましたので、その内容についてご報告申し上げます。

用度・混雑状態・経済効率等の推移をみるのと立場からその実現の

望まれる川越線の複線電化

川越線の複線電化の促進については、今日まで行政・利用者・沿線住民・各団体等あらゆる機関・組織さらには市民運動等を通じて精力的にその実現について運動して来ましたが、本特別委員会においても、川越線地下道のラッシュ時の混雑状況の事態を調査するとともに、担当局である東京北鉄道管理局に対し、関係職員への派遣を求め、川越線の複線電化を中心とする関連事項について、意見の交換を行い、複線電化の実現の必要性については確認し合ったわけですが、

しかし国鉄当局としては大宮以南の輸送量の限界、複線電化に要する工事費の確保について現状困難な状況にあるとの理由から複線電化の具体案については明示されませんでした。しかし川越沿線



をさらに活用し、川越線をよくする会等の住民運動を高揚させるとともに理事者としても今後更に実現努力をこころするべきだと考えます。

地下鉄十三号線の本市までの乗り入れを

地下鉄十三号線については、誘致運動開始以来十余年を経、今日ようやく志木と和光市と新池袋間の建設ならびに東上線との相互乗り入れの実現をみるに至り、昭和五十六年秋には開通の見通しとなったわけですが、しかし本市を始め東上沿線十市町で構成している「地下鉄建設促進協議会」における

懸案の課題は川越市までの乗り入れであり、本市においてはこのことについて関係方面に強く要請をし、実現のための運動をしてまいりました。これに対し、帝都高速度交通営団及び東武鉄道本社においては、川越市まで乗り入れる場合は操車あつかい上川越市駅まで乗り入れることになり、今後の利

市民の足—バスの確保と充実を

バス路線の確保と充実については、きわめて厳しい状況であり、市民の期待する大量公共交通機関としてのバス運行の役割りとはほど遠い実情にあります。本市においては理事者をはじめ、利用者住民の存続改善努力にもかかわらず本委員会設置以前の段階において

て岸町・南古谷・高階・福原地区など人口急増地域からの新路線の設置等について強い要望もあり、東武・西部・国際興業バスの三営業所など、関係者との折衝をする中で、現行バス路線の充実確保、新線の設置について利用者の立場から強い要請を行ってきたところでありました。

今後さらに今日まで大衆の足として親しまれ利用されてきたバス路線については、昨今の交通事情マイカー増による企業性の減少等についても十分な現状認識と市民の貴重な足を確保するという立場からの対応の必要が強く望まれるところでありました。

土地買収、暫定広場の造成、さらに仮設店舗の設置等、今後さらに前進した重要な段階に入っていくわけですが、権利者の妥当な権利は充分補償されることが当然であり、同時に将来にわたって手戻りのない基本計画の策定と、市民全体が納得する事業遂行を進めるため、特段の配慮と慎重な対応をもつて実施を進めるべきであります。

次に川越市駅、本川越駅の改造計画等については、計画策定の段階にあるわけですが、西武線の複

線化、増発増車計画、南大塚駅舎の改造計画等については市民全体が渴望している問題であり、これらの計画の実現は今後当該地域並びに沿線地域の発展につながる重要な課題でありますので、その促進実現が急務であると考えます。

さらに新河岸・霞ヶ関・南古谷駅等の改札口の新設などについても緊急に取組むべき課題であり、今後理事者をはじめ、関係者の積極的な問題解決の努力に期待するわけでありました。

駐車場の設置と駐輪問題の解決を

(一) 自動車駐車場問題について
本市の公営駐車場については、市庁舎前駐車場以外、皆無の状態にあり専ら町営・商営・民営などの手に駐車場対策が委ねられている現状であります。

本市の都市規模、経済活動の実態、観光資源の活用対策等の観点から、公営の駐車場の設置について、早急に検討し具体化するべき時期であると考えられます。したがって、本市においてはほりとあえず設置可能な場所から、順次建設を促進してゆくべきであり、又、市内

市街地における幹線道路の整備保全対策については、順次整備しつつありますが国道二五四・十六号及び西バイパスの整備建設により大型車の市街地通過については、大巾に減少したが、更に懸案の八瀬大橋から国道十六号に至る外環状線の建設についても調査費の計上等により、具体的になりつつありますが、今後関係住民の理解と協力のもとに、その早期完成を強くのぞむものであります。

なお、現在工事中である富士見川越有料道路についても今後本市都市交通の緩和に果たす役割も大であり、その工事の促進に本市としても十分な協力が必要であると考えられます。

更には、昨年十一月二十日に実施をされました本市の都市総合交通規制につきましても、幹線道路網の整備に関連もあり、更に市民生活とのかかわりの中で、その重要性について勘案をし、これが都市総合交通規制案についても、本委員会に提示を求め、慎重な審査をし、(一) 地域住民の十分な理解



望まれるバスの増発

駅整備の早期実現を

川越駅東口再開発事業については、すでに計画策定以来五年を経過しているわけですが、今日の基本計画が当初計画より大巾に変更され、対象住民及び市民全

体としても、この東口再開発事業の推移については大きな関心をもちつつあります。東口再開発事業については、五十八年度完成を目前に駅整備を前提とした具体的な



放置される自転車

道路整備と都市総合交通規制

を得ること。(二) 都市総合交通規制案については、それぞれの立場からの意見が反映されると同時に市民の意向が十分尊重される計画とすること。(三) 実施時期については、必ずしも当初予定した十月実施にこだわらず、全体的に市民の理解と協力を得たとの判断に立った時点で実施をすること。が集約され、そのような委員会としての結論に基づき、その後実施に至る間、関係機関の折衝、市民からの要望の聴取を得る中で、四十七項目に亘る修正・追加・削除を含めた計画案とし、更に試行期間を六ヶ月間として、その後実施後の問題点等を見直した上で、市民の安全対策、経済活動等の観点から、更にその改善を行ない、市民生活に定着した都市総合交通規制として、その対策を樹立することをのぞむものであります。



医療問題特別委員会

歯科診療対策 について

審査結果を報告

市議会では、市民からの請願あるいは各議員からの一般質問という形で指摘された医療に関するいろいろな問題を説明するため、「医療問題特別委員会」を設置し、真剣に取り組んでまいりました。このたび「地域医療問題の総合的対策について」(1)休日・夜間救急診療について、(2)市民の健康管理について、(3)病院誘致について、(4)市立総合病院について、(5)歯科診療対策について、(1)(2)(3)(4)については審査済み)のうち、(5)歯科診療対策についての結論を出し、今定例会に報告し、市理事者において善処されるよう要望いたしました。以上により、本特別委員会は審査の付託を受けた案件全部の審査を終了いたしました。今回の報告の概要はつきのとおりです。

就学児童のほゞ全員がムシ歯？

近年、口腔衛生、とりわけ歯科保健に対する市民の関心が高まっています。戦前と比べて甘味料を摂取する割合が多くなったために、歯科疾患の罹患者が増加しているからであります。

厚生省が昭和三十三年から六年ごとを実施している歯科疾患実態調査の昭和五十年版によれば、ムシ歯をもっている者の率は乳歯(二歳から十五歳未満)では六十二・六%、永久歯(五歳以上)では八十五・五%、乳歯及び永久歯(五歳から十五歳未満)では九十七・二%の高率であり、いずれも昭和四十四年の前回調査と同様の有病者率を示しています。つまり、就学児童のほゞ全員がムシ歯をもっていること、この傾向は、数年変わっていないことをもがたつています。

◎各学校でのう歯罹患率 (別表)

○う歯罹患患者数

	人数 (川越市)	罹患率 (川越市)	罹患率 (全国)
小学校	11,791人	46.8%	79.42%
中学校	5,467	58.4	65.09

○う歯治療率

	人数 (川越市)	治療率 (川越市)	治療率 (全国)
小学校	9,290人	78.8%	15.04%
中学校	3,793	69.4	29.04

現状は歯科医師不足

市内開業医にも一日三十人から六十人、平均して四十人前後の患者が治療を受けていますが、予約制では二ヶ月位かかるといわれ、歯科医師不足は目に見えて明らかであります。

厚生省では昭和六十年までに人口二千人に対して一人の歯科医師を確保することを目標としていますが、昭和五十二年八月時点の川越市内の歯科診療所数は六十四、一ヶ所当りの人口は三千七百五十

一人で目標には及びません。ちなみに県内三十九市中、ベスト一位は秩父市の一ヶ所当り一千九百八十三人、ワースト一位は富士見市の八百八十人であり、川越市はベスト十五位にあたります。

以上、歯科疾患をめぐる概況について申し述べましたが、根本的な対策としては何よりもまず歯科医師の増員と養成が急務であります。しかしながら、このことは市行政の範囲を越えるものであって、

市独自で有効な対策を樹立できないことはまことに残念であります。従って、この問題については関係方面の今後の施策に期待しつつ、さしあたって川越市としては次の対策について早急に取り組まれるよう要望するものであります。

一、予防対策を充実・強化すること

現在、川越市歯科医師会の協力を得て幼児に対するフッ素塗布、新入学児に対するフッ素塗布が行われているが、ムシ歯予防効果は約三十%といわれており、更にこの事業の徹底が望まれる。とくに幼児に対するフッ



市立診療所における歯科診療

中小企業対策特別委員会

中小企業振興対策について

審査結果を報告

本市議会は、長期不況が続く中において、本市中小企業が抱える諸問題を解決するため、去る昭和五十一年九月十日「中小企業対策特別委員会」を設置、今日に至る間真剣にその審査に取り組んで参りましたが、今三回定例会をもって審査項目全部の審査を終了いたしました。その内容は次のとおりであります。

一、取扱金融機関の隣接市町村への拡大を計ること。

二、窓口サービスの改善について

1、市の融資コーナーの設置、

2、有効利用の促進

3、職員の適正配置(例えば企業診断士等の有資格者の育成など)

4、融資制度PRのための小冊子の発行

5、勤労者住宅貸付制度及び、

その対象の拡大について

6、取扱金融機関に対する指導の強化

創設を希望する事項について、

一、公害防止資金の融資制度を設けること。

二、中小企業緊急貸付資金の融資制度を設けること。

三、産業構造高度化資金融資制度を設けること。

大型店舗対策について

一、制度化について(五〇〇平方メートル以上を対象とする)

二、制度に際しては仮称大中小型出店対策協議会を設けて事前協議の上、小売業者の保護に当る。

その他細部については、条例等を制定し相互の利益を計る。

商業近代化調査の実施に当っては、極秘とし少なくとも、大店舗進出を助けるようなことにはならないこと。

昭和五十三年六月五日 第二回定例会報告

制度の改善と見直しを

▼中小企業融資制度の改善について

一、保証人の範囲の拡大を計ること。

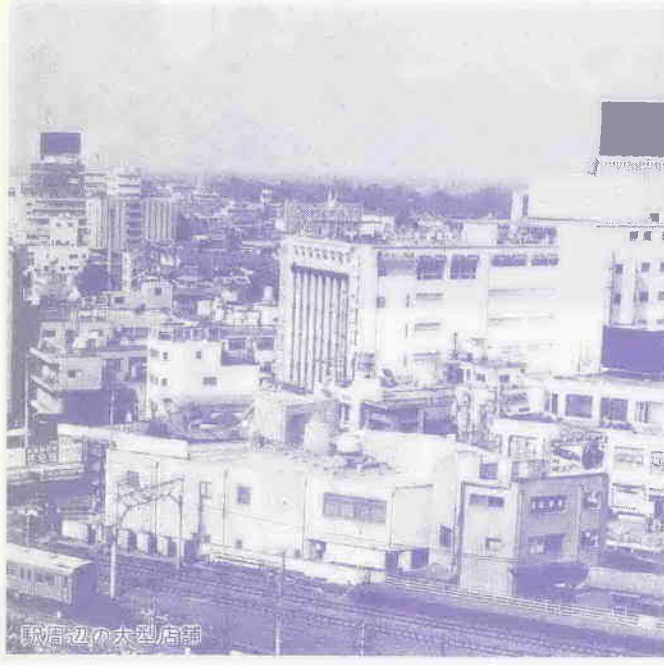
二、貸付期間の延長を計ること。

川越市医師会 入間東部医師会(川医会) の大同団結を

以上で、本医療問題特別委員会に審査の付託を受けた「地域医療問題の総合的対策について」の(1)休日・夜間救急診療について(2)市民の健康管理について(3)病院誘致について(4)市立総合病院について(5)歯科診療対策について、すべて審査を終了し、それぞれ報告申し上げたわけであり、報告中に述べた通り、

一、川越市にある二つの医師会、川越市医師会と入間東部医師会、川医会の大同団結、合併について、両医師会の意向を尊重しつつ、仲介の労をとられたい。

最後に臨み、とくに次の事項について市長をはじめ理事者の特段の努力を強く要請するものであります。



駅前通りの大型店舗

団地化の促進と 公営駐車場を要望

▼中小企業団地について

一、埼玉中央卸売団地の現況

位置 川越市間屋町一ノ一

組合の設立 昭和四十二年十月七日

組合員 二十七社

食料品六社、日用雑貨四社、紙文具四社、履物二社、

その他十一社

敷地面積

六八、一一五・九二平方メートル

組合員用地 四四、五五九・三三平方メートル

組合会館用地 二、五九二・〇三平方メートル

共同給油所用地 六〇・三・三五平方メートル

共同倉庫用地 一、七八〇・〇七平方メートル

(裏面につづく)

施設 組合員店舗倉庫

二六、四六三・六五平方メートル

組合会館

一、一三三・二五平方メートル

共同給油所

一四九・〇七平方メートル

共同倉庫

二、〇五二平方メートル

販売地域

埼玉県内九〇%

東京都下ほか県外一〇%

拡張計画

予定地として既存卸売団地の西側隣接地の農地六六、〇〇〇平方メートルを農業振興地域のため農地転用願が出されている。

進出希望業者

一七社、食料品二社、日用雑貨二社、履物一社、機械器具一社、肥料二社、医薬品一社、書籍一社その他六社

二、川越工業団地の現況

事業主体 埼玉県企業局

所在地 川越市大字鹿飼

敷地面積 七一・五ヘクタール

分譲面積 五七・八ヘクタール

(内川越工業団地組合分

一・二・五ヘクタール)

分譲時期及び価格

五十三年度—五十五年度

五十三年度分は川越工業団地組合分のみ(一・二・五ヘクタール)

価格 坪八〇、〇〇〇円

現在希望企業

四十四社、川越工業団地組合分

食品加工業一〇社、金属製品加工業一二社

表面処理加工

業一三社、その他製品加工業九社

以上、川越工業団地と中央卸売団地の現況を申し上げますが、卸売団地の設立以来十年を数える現在、未だ組合員の希望する所までに至っていない。

設立の趣旨は今申し上げるまでもないが、集団化することにより市街の交通滞溜の緩和、経営の合理化等多くの利が挙げられる。

然し現在の二十七社では経営もあやぶまれ、拡張計画を既存卸売団地西側隣接地の農業振興地域に六六、〇〇〇㎡に求め、農地転用の申請が提出されている。市は速やかに此の問題の促進に努力すべきである。

また川越市内には現在約九〇〇を教える生産の企業があるが、その七割近いものが零細企業である。本庁管内の住宅地内に存在する企業が一九四の事業所を持っている。騒音、振動等諸々の問題を抱え一般住民とのトラブルも五十二年度中に九〇件も起きている。工業団地造成に当り、移転希望者のアンケート調査によると一四四件あり、川越工業団地に期待をかける企業の多い事が表われている。そのうち、千平方メートル以上が五十九件で他の五十五件は所謂零細企業である。これらの企業は、工場の集団化、共同化、生産工程の合理化を望みながらも資金の面或は担保力の面で自力ではどうしようもなく悩んでいるのが現状である。

こうした立場にある企業を救済するために、工場アパート並びにミニ工業団地の設置を実行すべきである。

▼商店街駐車場対策について

商店街にある駐車場は全市に約五十ヶ所、その殆んどが月極め有料である。市で面倒みているのは僅か五ヶ所九二〇坪程度のみである。所用のため、または買物客のため利用できる駐車場は大型店駐車場以外では極めて少数である。入間市、飯能市にみられる様な公営駐車

場に至っては本市には現在皆無である。

商店街、商工会議所等に於ても公営駐車場設置の要望が極めて強い。市においては、交通規制等の問題を考慮に入れながら、大小に

健康で楽しい職場

抱らず公営駐車場の設置を急ぎ、市民の要望に答えていくべきである。

昭和五十三年八月八日

第三回定例会報告

▼中小企業の育成について

中小企業の育成については、甚だ困難な問題であるが、当委員会としての審査のまとめを実施されるならば中小企業の振興育成にある程度の成果は見られるものと確信する。しかし最後に申しあげたいことは、現状の行政の組織では充分なる機能の発揮はできないので中小企業の実態を掌握しそれに対応できる組織の改革、充実に務める。以上本中小企業対策特別委員会の結論に対し特段の努力を要請するものであります。

昭和五十四年三月一日

第五回定例会報告

▼中小企業で働く人達の福利厚生

中小企業で働く人達の福利厚生については、甚だ広範に亘り、かつむずかしい問題であり簡単に結論づけることは困難な状態でありますが、慎重審査の結果当委員会として次の三項にまとめ結論としたので、速やかに実施されることを要望するものであります。

一、中小企業で働く人達の実態等を掌握していないため、施策の方法も出ないという点が指摘できる。従って確実に現状を把握するため必要なアンケート調査を実施し、その実態を充分把握し、適切な指針を立てるようにすること。

二、勤労者の健康管理の大事なことは申しあげるまでもないことである。しかし、調べによると市内中小企業の中で、従業員三十人以下の事業所は約七千五百、従業員数約三万人を数える状況にある。その中には、労働安全衛生法第六十六條、同規則第四十四條に、事業者は従業員に対し健康診断の実施が義務づけられているにもかかわらず、諸般の事由から定期健康診断を実施

できない状態にある事業所が相当数あることが判明した。

こうした人達のため、仮称「中小企業勤労者定期健康診断料補助金交付制度」の制定実施を図ること。

三、労働福祉施設、設置資金融資制度の確立

主として事業所内保育施設の

新築、増築、改築について、このことは中小企業で働く主婦達の強い要望でもあります。

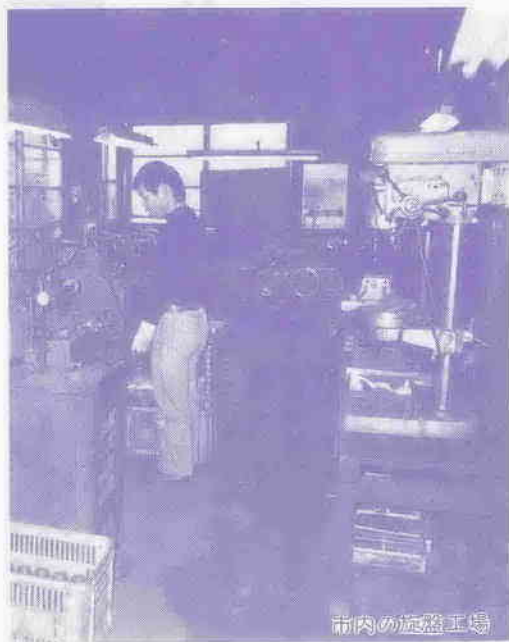
埼玉県で実施している労働福祉施設、設置資金貸付制度は、融資限度額八百万円、対象経費の

三分の一、年利五・八%以内、償還方法七年以内という条件で制定されており、そこでこの融資と引き合わせ、中小企業で働く人達の福利厚生を補うために対象経費の三分の一(条件は県と同じ)の融資制度を設けること。

市内の施設工場



埼玉中央卸売団地



市内の施設工場

市議会第一回定例会から

昭和五十四年度

当初予算など

七十一件を審議

市議会第一回定例会は、三月一日午後一時より開催されました。招集にあたっての件名は「川越市と鶴ヶ島町との境界変更について」ほか五十一件でした。また最終日(三月二十三日)に追加議案二件、決議一件が提案されました。



市議会だより

条例

施設の設置等に伴い、本条例の一部を改正したものです。

▽ 特別職の職員で非常勤の者の報酬に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

特別職の職員で非常勤の者の報酬の改善を図るため本条例の一部を改正したものです。

▽ 川越市授産所条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越市公益質屋条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越市仙波町二丁目二十番地六を川越市仙波町一丁目七番地二に改正等したものです。

▽ 川越市遺児手当支給条例の一部を改正する条例を定めることについて

遺児の健全な育成を図るとともに規定の整備を行うため、手当の額遺児一人につき年額六万円を年額七万二千元に改正等したものです。

▽ 川越市保育所設置及び管理条例(全部改正)を定めることについて

県準則に基づき規定の整備を図るため管理条例の全部を改正したものです。さらに今回新たに高階第三保育園を新設したことで、川越市では全部で十七園となりました。

▽ 川越市後楽会館設置及び管理条例に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

施設の後楽会館の設置に伴い、題名を川越市老人福祉センター設置及び管理条例に改める、その他名称及び位置については川越市大字伊佐沼六百二十二番地を川越市老人福祉センター東後楽会館とし、川越市大字笠幡三千五百七十四番地を川越市老人福祉センター西後楽会館に改正等したものです。

西後楽会館の設置に伴い、題名を川越市老人福祉センター設置及び管理条例に改める、その他名称及び位置については川越市大字伊佐沼六百二十二番地を川越市老人福祉センター東後楽会館とし、川越市大字笠幡三千五百七十四番地を川越市老人福祉センター西後楽会館に改正等したものです。

▽ 川越市敬老年金支給条例の一部を改正する条例を定めることについて

年金を祝金に改めるとともに、老人の福祉を図るため、年金額において七十五歳以上八十五歳未満の者六千円、とあったものを七十五歳以上の者全員に祝金年額八千円にする等改正したものです。

▽ 川越市重度心身障害者福祉年金条例の一部を改正する条例を定めることについて

重度心身障害者の福祉の増進を図るため、年金額において障害者一人につき五万四千円を六万円に又二級の身体障害者の年金額四万二千元を四万八千元に改正したものです。

▽ 川越市と畜場条例の一部を改正する条例を定めることについて

と畜場使用料等の適正化を図るため、使用料及び解体料等改正したものです。

▽ 川越市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越市福原コミュニティセンターを川越市福原コミュニティセンターとして設置するため、本条例を定めることについて

川越市福原コミュニティセンターを川越市福原コミュニティセンターとして設置するため、本条例を定めることについて

川越市福原コミュニティセンターを川越市福原コミュニティセンターとして設置するため、本条例を定めることについて

の一部を改正したものです。

▽ 川越市青年英資金貸付基金条例の一部を改正する条例を定めることについて

貸付金額の増額を図るとともに貸付けの対照者の枠の拡大をしたものです。この改正により、入学準備金現行「五万円」が「七万円」に、貸付金現行「月額五千円」が「月額七千円」になりました。

▽ 埼玉県川越商業高等学校生徒授業料徴収に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

高等学校教育の実情を考慮し、授業料について、本市に住所を有するもの一人年額三万八千四百円であったものを一人年額五万七千六百円に、その他の者一人年額五万七千六百円であった者を一人年額八万六千四百円に改正したものです。

▽ 川越市福原コミュニティセンター条例を定めることについて

川越市福原コミュニティセンターを川越市福原コミュニティセンターとして設置するため、本条例を定めることについて

川越市福原コミュニティセンターを川越市福原コミュニティセンターとして設置するため、本条例を定めることについて

川越市福原コミュニティセンターを川越市福原コミュニティセンターとして設置するため、本条例を定めることについて

川越市福原コミュニティセンターを川越市福原コミュニティセンターとして設置するため、本条例を定めることについて

川越市福原コミュニティセンターを川越市福原コミュニティセンターとして設置するため、本条例を定めることについて

* * *

昭和五十四年度当初予算は 特別 四百六十七億円余

▽昭和五十四年度川越市一般会計予算
歳入歳出予算の総額をそれぞれ二百八十二億七千万円としたもので、昨年度当初予算と比べ十五・八%の増になります。

歳入歳出予算の主なものはつきのとおりです。

(歳入)

「市税」として百二十七億二千五百三十二万円。その内容は個人市民税五十一億八千六百八十六万円、法人市民税十五億三千九百三十三万円、固定資産税三十九億八千八百九十九万円、市たばこ消費税五億八千七百五十七万円、都市計画税九億四千四百四十六万円などです。

「地方譲与税」として二億五千四百万円。

「自動車取得税交付金」として二億四千二百万円。

「地方交付税」として三十七億円。

(歳出)

「分担金及び負担金」として二億二千八百四十八万四千円。

「使用料及び手数料」として三億二千六百八十五万一千円。

「国庫支出金」として五十四億九千四百七十七万六千円。その内容は、民生費国庫負担金二十億七千六百六十四万九千円、教育費国庫負担金十七億六千九百三十四万三千円、し尿処理場建設費補助金

五億六千七百八十九万円、土木費国庫補助金六億三千六百二十七万七千円、教育費国庫補助金三億五千五百六十一万一千円などです。

「県支出金」として八億六千五百三十七万八千円。

「財産収入」として一億六千九百三十三万三千円。

「繰入金」として三億円。

「諸収入」として十三億七千七百四十八万八千円。その内容は、預託金収入七億六千二百二十六万円、競輪事業収入二億三千万円、日本住宅公団納付金一億四千九百六十一万円などです。

「市債」として二十四億三千四百六十七万四千円。その内容は、衛生債七億一千二百五十万円、土木債五億三千三百九十万円、教育債十一億七千五百三十万円などです。

以上が一般会計歳入の概要です。

(歳出)

「議会費」として三億一千五百八十九万一千円。

「総務費」として二十七億九千六百六十六万一千円。その内容は、一般管理費十四億五千三百七十八万一千円、財産管理費二億二千九百九十五万二千円、徴税費四億一千八百八十二万二千円、戸籍住民基本台帳費二億六千三十一万二千円などです。

「民生費」として五十億七千七百八十九万一千円。

「衛生費」として四十二億五千四百三十二万二千円。その内容は、保健衛生費四億八千六百五十八万六千円、廃棄処理費四億九千六百六十一万一千円、し尿処理場建設工事費十三億九千九百九十九万九千円、生活保護費十億八千四百三十七万八千円などです。

「労働費」として一億七千七百七十三万一千円。

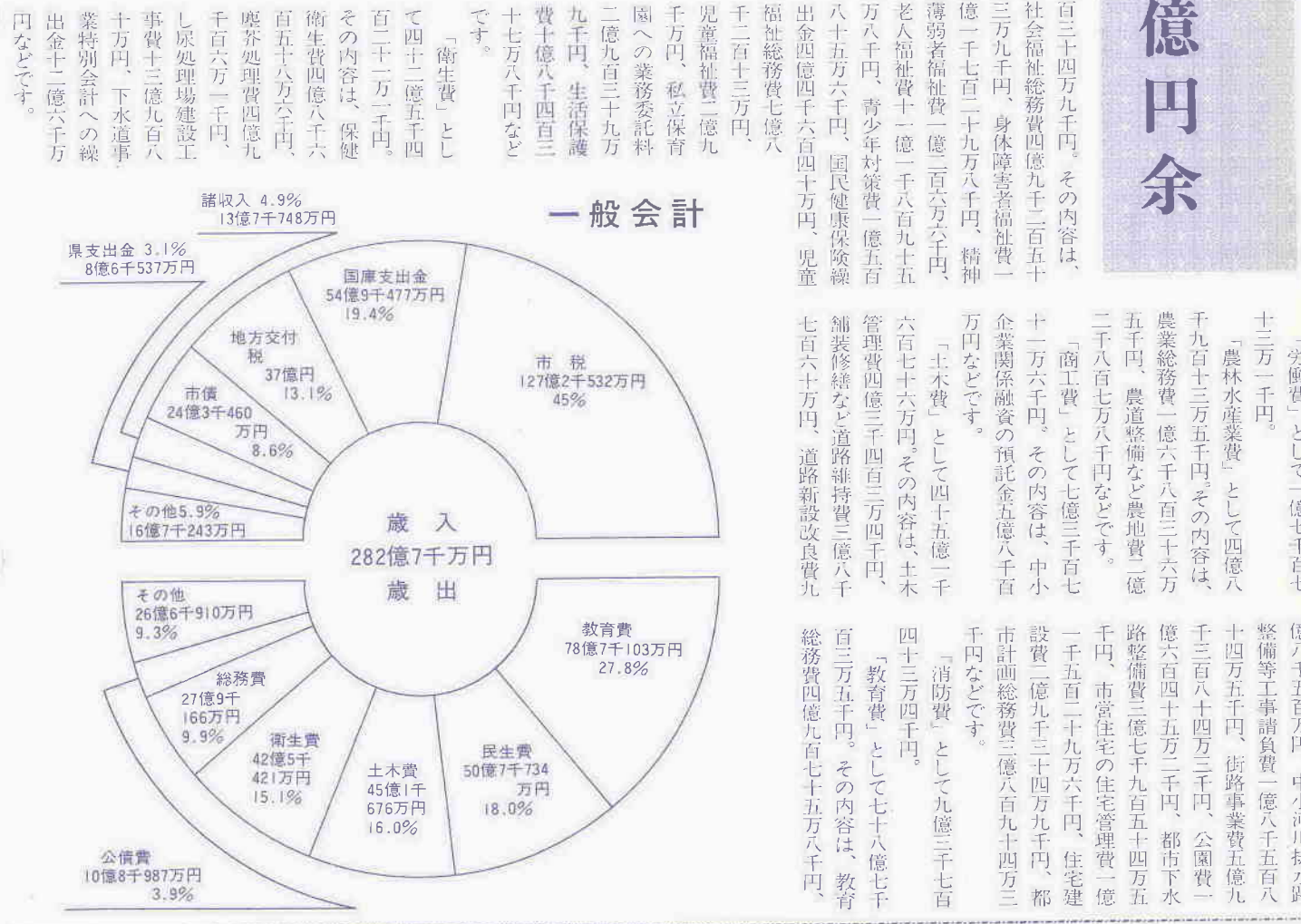
「農林水産業費」として四億八千九百三十三万五千円。その内容は、農業総務費一億六千八百三十六万五千円、農道整備など農地費一億二千八百七十七万八千円などです。

「商工費」として七億三千七百七十一万六千円。その内容は、中小企業関係融資の預託金五億八千八百一十九万六千円などです。

「土木費」として四十五億一千六百七十六万六千円。その内容は、土木管理費四億三千四百三十四万四千円、舗装修繕など道路維持費三億八千七百六十六万七千円、道路新設改良費九億八千五百五十四万四千円、中小河川排水路整備等工事費一億八千五百八十九万五千円、街路事業費五億九千三百八十四万三千円、公園費一億六千四百五十二万二千円、都市下水道整備費三億七千九百五十四万五千円、市営住宅の住宅管理費一億一千五百二十九万六千円、住宅建設費二億九千三百四十九万九千円、都市計画総務費三億八千九百九十四万三千円などです。

「消防費」として九億三千七百四十三万四千円。

「教育費」として七十八億七千三百五十五万四千円。その内容は、教育費四億九千九百九十九万九千円、総務費四億九百七十五万八千円、



第一日(三月一日)会期を二十三日間と決定。諸報告の後、継続審査となっていた案件につき各委員長報告がなされ、審議の結果「昭和五十二年決算十三件」のうち「十二件」を認定、「一件」を不認定、「交通諸問題の総合的対策について」、「地域医療問題の総合的対策について」、「中小企業振興対策について」をそれぞれ可決することと決定。続いて市長による五十四年度予算編成方針とその概要についての説明の後、提出案五十二件についての提案理由の説明を実施。

第二日(三月二日)から第四日(三月四日)まで本会議休会。議案研究及び休日のため。

第五日(三月五日)通告順に従い、提出案に対する質疑を実施した後、関係各委員会にその審査を付託。

第六日(三月六日)前日に引き続き質疑を実施した後、関係各委員会にその審査を付託。

第七日(三月七日)本会議休会。

第八日(三月八日)通告順に従い一般質問を実施。

第九日(三月九日)前日に引き続き一般質問を実施。

第十日(三月十日)から第十二日(三月十二日)まで本会議休会。

第十三日(三月十三日)本会議休会。四常任委員会開催。

第十四日(三月十四日)本会議休会。厚生を除く三常任委員会開催。

第十五日(三月十五日)から第二十二日(三月二十二日)まで本会議休会。委員長報告及び会議録整理、調整、印刷のため。

第二十三日(三月二十三日)最終日。請願並びに議案審査の経過と結果について、各委員長より報告がなされ、審議の結果「採択」議案五十一件を、「原案可決」、一件を、「修正可決」と決定。続いて追加議案二件の提出があり、一件を、「原案可決」、一件を、「同意」した後、議員提案による決議一件を、「原案可決」し閉会。

小学校管理費八億三千六百八十八万三千円、小学校建設費二十四億四千二百九十九万二千円(工事請負費、芳野小など四校分七億八千九百四十二万五千円、建物購入費、今成小など四校分、大塚小など体育館三校分六億二千二百九十九万二千円)、中学校管理費四億九千八百八十三万五千円、中学校建設費十四億九千四百六十六万八千円(工事請負費、福原中など四校分二億三千七百七十七万四千円、東中用地及び中など三校分の校舎購入費等十億二千三百八十五万五千円)、高等小学校費四億五千八百六十一万八千円、社会教育費五億八千八百四十六万五千円、保健体育費(学校給食センター管理費二億二千五百七十六万六千円を含む)十億四千八百四十四万四千円などです。

「公債費」として十億八千九百八十七万七千円。その内容は、元金、利子合計で、衛生債一億四百九十三万四千円、土木債一億五千九百四十七万八千円、義務教育債四億三千八百四十九万七千円などです。

以上が一般会計歳出の概要です。

昭和五十四年度川越市公共交通事業特別会計予算
歳入歳出予算の総額をそれぞれ七千八百九十九万八千円としたもので、二億三千九百九十九万三千円としました。

昭和五十四年度川越市市営交通事業特別会計予算
歳入歳出予算の総額をそれぞれ四十三億一千三百二十万一千円としたもので、二億三千九百九十九万三千円としました。

昭和五十四年度川越市市営交通事業特別会計予算
歳入歳出予算の総額をそれぞれ四十五億五千九百九十九万三千円としたもので、二億三千九百九十九万三千円としました。

康保險事業特別会計予算
事業勘定において歳入歳出予算の総額をそれぞれ三十九億五千五百一十一万一千円とし、施設勘定において歳入歳出予算の総額をそれぞれ三億三千五百九十九万五千円としたもので、

歳入の主なものは、事業勘定において「保険料収入」十四億九千四百五十五万四千円、「国庫支出金」として療養給付費負担金十九億一千五百七十九万九千円、国庫補助金一億三千九百九十八万八千円、「一般会計からの繰入金」三億二千九百四十四万七千七百七十七円、「一般会計からの繰入金」一億二千六百四十七万七千七百七十七円などです。

歳出の主なものは、事業勘定において「保険給付費」として療養給付費三十三億二千八百三十三万三千円、「施設勘定において「総務費」として二億一千九百九十八万八千円、「施設勘定において「総務費」として二億一千九百九十八万八千円などです。

昭和五十四年度川越市下水道事業特別会計予算
歳入歳出予算の総額をそれぞれ四億四千二百一十一万六千円としたもので、

昭和五十四年度川越市市営下水道事業特別会計予算
歳入歳出予算の総額をそれぞれ一億四千二百一十一万六千円としたもので、

昭和五十四年度川越市市営下水道事業特別会計予算
歳入歳出予算の総額をそれぞれ一億四千二百一十一万六千円としたもので、

特別会計	予算額 (千円)	構成割合 (%)
公益費	10,102	-
国民健康保険	4,286,705	23.2
と畜場	70,898	0.4
競輪	4,313,201	23.3
交通災害共済	45,607	0.2
下水道	3,705,386	20.0
江川流域下水道建設	269,555	1.5
都市下水道建設	140,216	0.8
川越駅西口土地区画整理	57,993	0.3
川越駅東口市街地再開発	939,920	5.1
水道	4,655,012	25.2
合計	18,494,595	100.0

従い一般質問を実施。

第九日(三月九日)前日に引き続き一般質問を実施。

第十日(三月十日)から第十二日(三月十二日)まで本会議休会。

第十三日(三月十三日)本会議休会。四常任委員会開催。

第十四日(三月十四日)本会議休会。厚生を除く三常任委員会開催。

第十五日(三月十五日)から第二十二日(三月二十二日)まで本会議休会。委員長報告及び会議録整理、調整、印刷のため。

第二十三日(三月二十三日)最終日。請願並びに議案審査の経過と結果について、各委員長より報告がなされ、審議の結果「採択」議案五十一件を、「原案可決」、一件を、「修正可決」と決定。続いて追加議案二件の提出があり、一件を、「原案可決」、一件を、「同意」した後、議員提案による決議一件を、「原案可決」し閉会。

特別会計

昭和五十四年度川越市公益費事業特別会計予算
歳入歳出予算の総額をそれぞれ一千九百九十九万二千円としたもので、

昭和五十四年度川越市市営交通事業特別会計予算
歳入歳出予算の総額をそれぞれ七千八百九十九万八千円としたもので、

昭和五十四年度川越市市営交通事業特別会計予算
歳入歳出予算の総額をそれぞれ四十三億一千三百二十万一千円としたもので、

昭和五十四年度川越市市営交通事業特別会計予算
歳入歳出予算の総額をそれぞれ四十五億五千九百九十九万三千円としたもので、

昭和五十四年度川越市市営交通事業特別会計予算
歳入歳出予算の総額をそれぞれ七千八百九十九万八千円としたもので、

昭和五十四年度川越市市営交通事業特別会計予算
歳入歳出予算の総額をそれぞれ四十三億一千三百二十万一千円としたもので、

昭和五十四年度川越市市営交通事業特別会計予算
歳入歳出予算の総額をそれぞれ四十五億五千九百九十九万三千円としたもので、

特別会計	予算額 (千円)	構成割合 (%)
公益費	10,102	-
国民健康保険	4,286,705	23.2
と畜場	70,898	0.4
競輪	4,313,201	23.3
交通災害共済	45,607	0.2
下水道	3,705,386	20.0
江川流域下水道建設	269,555	1.5
都市下水道建設	140,216	0.8
川越駅西口土地区画整理	57,993	0.3
川越駅東口市街地再開発	939,920	5.1
水道	4,655,012	25.2
合計	18,494,595	100.0

議事を
あらまし

第一日(三月一日)会期を二十三日間と決定。諸報告の後、継続審査となっていた案件につき各委員長報告がなされ、審議の結果「昭和五十二年決算十三件」のうちの「十二件」を認定、「一件」を不認定、「交通諸問題の総合的対策について」、「地域医療問題の総合的対策について」、「中小企業振興対策について」をそれぞれ可決することと決定。続いて市長による五十四年度予算編成方針とその概要についての説明の後、提出案五十二件についての提案理由の説明を実施。

第二日(三月二日)から第四日(三月四日)まで本会議休会。議案研究及び休日のため。

第五日(三月五日)通告順に従い、提出案に対する質疑を実施した後、関係各委員会にその審査を付託。

第六日(三月六日)前日に引き続き質疑を実施した後、関係各委員会にその審査を付託。

第七日(三月七日)本会議休会。

第八日(三月八日)通告順に従い一般質問を実施。

第九日(三月九日)前日に引き続き一般質問を実施。

第十日(三月十日)から第十二日(三月十二日)まで本会議休会。

第十三日(三月十三日)本会議休会。四常任委員会開催。

第十四日(三月十四日)本会議休会。厚生を除く三常任委員会開催。

第十五日(三月十五日)から第二十二日(三月二十二日)まで本会議休会。委員長報告及び会議録整理、調整、印刷のため。

第二十三日(三月二十三日)最終日。請願並びに議案審査の経過と結果について、各委員長より報告がなされ、審議の結果「採択」議案五十一件を、「原案可決」、一件を、「修正可決」と決定。続いて追加議案二件の提出があり、一件を、「原案可決」、一件を、「同意」した後、議員提案による決議一件を、「原案可決」し閉会。

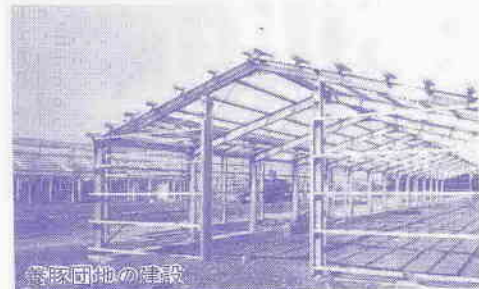
補正予算 補正後の予算総額は 四百四十八億二千四百余に

今定例会には昭和五十三年度川越市一般会計補正予算(十七億六千六百三十四万四千円)ほか特別会計五件(一億六千九百六十六万四千円)が提案されそれぞれ原案可決されました。その結果、補正後の予算総額は一般・特別会計を合わせて四百四十八億二千四百三十八万二千円になりました。

▽ 昭和五十三年度川越市一般会計補正予算(第四号)
歳入歳出予算の総額にそれぞれ十七億六千六百三十四万四千円を追加、歳入歳出の予算総額をそれぞれ二百八十四億六千六百三十四万一千円にしたものです。

歳入の主なもの「市税」として個人市民税五億円、法人市民税二億円、固定資産税一億円、「地方交付税」として二億四百二十万九千円、「国庫補助金」として保健体育費補助金五千九百九十四万四千円、「県補助金」として農業振興対策費補助金六千三百六十八万九千円、「繰越金」として前年度剰余金九億七千七百九十九万八千円、「諸収入」として埼玉県納付金四億円、「市債」として保健体育債一億九千六百七十万円、などであります。

歳出の主なもの「総務管理費」として積立金七億五千六百三十七万七千円、「衛生費」として土地購入費一般廃棄物最終処分用地三億八千三百三十六万四千円、「下水道整備費」三億四千二百六十二万二千円、「農業費」として補助金養豚団地造成事業七千五百二十万七千円、「教育費」として公有財産購入費四億



養豚団地の建設

▽ 昭和五十三年度川越市国民健康保険事業特別会計補正予算(第三号)
事業勘定において歳入歳出予算の総額にそれぞれ一億一千四百九十八万二千円を追加し、予算総額を三十八億七千四百三十三万七千円としたものです。

▽ 昭和五十三年度川越市下水道事業特別会計補正予算(第三号)
歳入歳出予算の総額にそれぞれ三億三千四百四十三万一千円を追加し、

▽ 川越市滝ノ下終末処理場増設工事委託契約の変更について
原案可決
昨年の九月定例会で議決を受けた、川越市滝ノ下終末処理場増設工事委託契約を水処理施設の一部変更が生れたため、左記のように変更するものです。

記
一、契約の金額
変更前 金四億七千七百万円
変更後 金四億二千三百万円(減少額 金四千八百万円)

▽ 川越市滝ノ下終末処理場増設工事(その二)委託契約について
原案可決
一、契約の方法

委託契約

滝ノ下終末処理場増設 など三件

▽ 川越市滝ノ下終末処理場増設工事委託契約の変更について
原案可決
一、契約の金額
金二十七億九千九百九十九万円の範囲内

二、任意契約
随意契約
金二十七億九千九百九十九万円の範囲内



滝ノ下終末処理場増設工事

三、契約の相手方
東京都港区虎ノ門
日本下水道事業団

四、工期
本契約締結の日から昭和五十七年三月三十一日まで

▽ 川越鶴ヶ島地区公共下水道(管渠工事(その二))委託契約について
原案可決
一、契約の方法
随意契約
二、契約の金額
金十億一千万円の範囲内
三、契約の相手方
東京都千代田区北
日本住宅公団

四、工期
本契約締結の日から昭和五十七年三月三十一日まで

▽ 損害賠償の額を定めることについて
原案可決
去る昭和五十二年五月二十二日郭町二丁目にある、川越城本丸御殿大広間において、倒れてきた板戸に当りけがをされた方に対する賠償金額を定めたものです。

一、賠償の額 金二百三十三万円
二、賠償の相手方
和光市本町十四番三十二号
清水 昭代氏
三、被害の程度
左肩、頸部及び右膝部打撲

本丸御殿の事故 賠償額を 決定

五十二年決算審査を終了 水洗便所貸付事業は不認定

去る十二月一日開会の本市議会第五回定例会において、継続審査の付託を受けた昭和五十二年決算十三件は、閉会中五日間にわたる慎重審査を重ねてまいりましたが、今定例会初日(二月一日)審査の経過並びに結果について報告がなされました。審査の結果「昭和五十二年川越市一般会計」ほか十一決算を「認定」、「昭和五十二年川越市水洗便所改修資金貸付事業特別会計」は五十二年の決算に引き続き「不認定」と決定いたしました。

水洗面所貸付事業は不認定
去る十二月一日開会の本市議会第五回定例会において、継続審査の付託を受けた昭和五十二年決算十三件は、閉会中五日間にわたる慎重審査を重ねてまいりましたが、今定例会初日(二月一日)審査の経過並びに結果について報告がなされました。審査の結果「昭和五十二年川越市一般会計」ほか十一決算を「認定」、「昭和五十二年川越市水洗便所改修資金貸付事業特別会計」は五十二年の決算に引き続き「不認定」と決定いたしました。

用地及び施設の取得

—寺尾小用地など6件—

得について
一、取得物件
川越市内大字寺尾地内の学校用地、一万九千四百三十三平方メートル
二、取得予定価格
金六億四千三百五十一万七千七百二十円

▽ 川越市立山田中学校用地の取得について
原案可決
一、取得物件
川越市大字山田地内の学校用地、一万六千五百二十三平方メートル
二、取得予定価格
金三億六千八百九十八万九千九百三十三円

▽ 川越市立第三学校給食センター建物の取得について
原案可決
一、取得物件
川越市大字山田地内の学校用地、一万六千五百二十三平方メートル
二、取得予定価格
金三億六千八百九十八万九千九百三十三円

▽ 川越市滝ノ下終末処理場増設用地の取得について
原案可決
一、取得物件
川越市大字下老袋及び大字鴨田地内の一般廃棄物最終処分場用地、三万五千七百六十九平方メートル
二、取得予定価格
金三億八千三百三十五万九千九百五十円



一万食の給食がてきる(第3給食センター)

今回の取得は、既に開発公社が取得あるいは建設していた、用地及び建物を川越市が引取ることとしたものです。取得物件の内容は次のとおりです。

▽ 川越市立寺尾小学校用地の取得について
原案可決
一、取得物件
川越市大字寺尾及び上福岡市大字福岡地内の学校用地、一万二千九百三十三平方メートル
二、取得予定金額
金三億五千八百四十九万一千六十二円

▽ 川越市立寺尾中学校用地の取得について
原案可決
一、取得物件
川越市大字寺尾地内の学校用地、一万九千四百三十三平方メートル
二、取得予定価格
金六億四千三百五十一万七千七百二十円

請願

私立保育園にも 協議の場を

▽ 私立保育園協会に対し行政面からの配慮方請願について
採択
私立保育園の傾向は、年次幼児の減少により、その経営も極めて危ぶまれる状態となっている。公立保育園と比べ応募児も少なく、そのために措置費の減額は保育の定員にはね返り、優秀な保育者に対し退職の勧告を迫らざるを得ない状況である。そうした点も留意した上で、行政面での改正を強く望む。

特に幼・保の行政面から見ての合同協議の場所を設置していただきたい。

要 望
一、新設保育園設置の際に私立保育園協会に討議の場を与えてほしい。
二、幼・保適正配置の為の合同協議会の設置を強く望む。

市議会の 知識

(会議の原則)……②
四、議員平等の原則
議員は法律上すべて平等であることをいいます。
人には年齢・性別・学歴等の違いがありますが、法律上はこれらの事実にかかわらずすべて対等平等であり、これが過半数原則の基本となるわけです。これは国民がすべて法律上平等の立場から選挙に臨み議員を選ぶので、選挙された議員もまた平等で多数の決するところに従うのです。

従って議員平等の原則は民主主義政治の根幹をなすものであるといえます。

五、一事不再議の原則
同一会期において同一事件を再び審議することはできません。これは同じ会期内に同じ事件を二度も三度も議決していたのでは非能率であるばかりか、議決に二つも三つも意思が存在することにになり、議事整理、議事意思の権威上も好ましくありません。

ただし、政治は時代の変遷によって常に同一ではありません。今日としたものは永遠に是であるとはいえないので、一時不再議の原則は同一会期内に限られ、つぎの会期にまでは及びません。

また、この原則の例外として、事情変更及び市長による再議要求委員会への再付託があります。(今回は、引き続き「会議の原則」③を掲載する予定です。)

* * * * *

道路線の認定・廃止

- ▽ 川越市道路線の認定について
 - 原案可決 —
 - 道路敷採納に伴い、寿町二丁目地内の一路線を認定したものです。
- ▽ 川越市道路線の認定について
 - 原案可決 —
 - 川越市道路線の廃止について
- ▽ 川越市道路線の廃止について
 - 原案可決 —
 - 踏切廃止に伴い、大字大塚新田の二路線を認定し、一路線を廃止したものです。
- ▽ 川越市道路線の認定について
 - 原案可決 —
 - 川越市道路線の認定について
- ▽ 川越市道路線の廃止について
 - 原案可決 —
 - 側道新設に伴い、大字笠幡地内の一路線を認定したものです。

今定例会では、二日間にわたりの議員より一般質問が行なわれました。

- ※ ※ ※
- 水口 和夫 議員
- 一、県流域下水道、江川不老川幹線の今後と道路対策について

一般質問

安田 謙之助 議員

- 一、町並み保存と高層建築について (陳情についての対応について)

- 二、間仁田 春 二 議員
- 一、武蔵野小学校の分校建設について

- 二、市民スポーツの現状と体育施設について

発計画について

- 一、地下鉄十三号線の建設促進と川越市駅までの相互乗入れについて
- 二、霞ヶ関駅北口と新河岸駅東口の新設について
- 三、日本油脂川越工場跡地の開発について

- 二、市の指名業者について
- 木村 豊太郎 議員
- 一、図書館・博物館・資料館について

- 二、「旧市内」の諸問題について

追加議案

老人福祉センターの工期延長など

- 踏切廃止に伴い、大字笠幡地内の一路線を廃止したものです。
- ▽ 川越市道路線の変更について
 - 原案可決 —
 - 市道として存置する必要がないため、大字菅間地内の二路線を変更したものです。
- 今定例会最終日(三月二十三日)に議案一件、同意一件及び議員提出による決議一件が追加提案され、審議の結果、それぞれ即決されました。
- ▽ 仮称川越市老人福祉センター新築工事請負契約の変更について
 - 原案可決 —
 - 設備工事の請負業者の関係で、工事続行が不可能となったため工期を変更したものです。
 - 小島 金三
 - 明治四十二年一月二十七日生
- 本市固定資産評価委員会としての方が同意されました。
- 川越市松江町二丁目九番地四
- 自昭和五十三年九月二十九日
- 至昭和五十四年三月二十五日
- 変更後
- 自昭和五十三年九月二十九日
- 至昭和五十四年六月二十日
- 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて



工期延長となった霞ヶ関の福祉センター

第二回急施臨時会開催

市税条例を改正

市議会第二回急施臨時会は、四月四日午後一時より市役所に招集され(会期一日間)、つぎの議案を審議し、原案どおり可決いたしました。

▽ 川越市税条例の一部を改正する条例を定めることについて

— 原案可決 —

地方税法の一部改正に伴い、個人市民税、軽自動車税、固定資産税、特別土地保有税の一部を改正したものです。

その概要は、個人市民税において均等割の非課税範囲は扶養

者があるものでその扶養者数に一を加え十七万円を乗じた金額以下の所得者には均等割を課さないこととされていましたが、これを十八万円を乗じた金額と改正し、また軽自動車税においてそれぞれの税額がアップされ特別については五十五年度まで延長されました。

そのほか、A・B農地の関係で固定資産税の特例を五十六年度まで延長した等の改正であります。

(詳細は広報川越に掲載)

決議 地域住民の足の確保を

▽ 地方陸上公共交通維持整備に関する決議

地方陸上公共交通につきましては、近年人口の過疎・過密化・モータリゼーション等の状況下で、その経営内容が極度に悪化し、維持が困難となっている現状であり、このため特に過疎地においては鉄道の廃線・バス路線の休廃止が進行し、地域住民、特に老人、子供の通院・通学・買物等が満たされない状態が生じ、また都市部では過密化の中でバスの設定時間運行の確保も困難となり、鉄道にお

いても通勤地獄はなかなか解消される状況にありません。

このように地方鉄道、バスの現状は弱い立場の方々の足を奪う形で維持されているのが現状です。

よって政府は、安定的な財源の確保をはじめとする総合的な施策を確立し、速やかに所要の立法行財政措置を講ずべきである。

との内容で川越市議会会名をもって、内閣総理大臣、運輸大臣あて提出されるよう、提出者間仁田春二議員、賛成者水口和夫議員ほか七名より提案され、採択の結果、原案どおり「可決」されました。